

《講演》

東京裁判研究史のなかの「パール判決」

牛 村 圭

渡辺 講演会を開会します。私は、牛村先生の講演会の責任者で、国士館大学法学部比較法制研究所所長の渡辺（則芳）です。初めに、牛村先生の紹介等をし、講演に移ります。

牛村先生は、東京大学の文学部でフランス文学を専攻されたのち、同じ東大の比較文学比較文化の大学院へ進まれ、その後シカゴ大学大学院で歴史学の博士課程を出られ、東京大学へ戻り、博士課程でドクターを取られました。現在は、国際日本文化研究センター教授、総合研究大学院大学教授（併任）であられると同時に、東京大学教養学部で講師をされています。

主要な著書については、特に、今回のテーマに関連するものでは、PHP研究所から『『戦争責任』論の真実—戦後日本の知的怠慢を断ず』（2006）、筑摩書房（ちくま新書）から『『勝者の裁き』に向きあって—東京裁判をよみなおす』（2004）、そして中央公論新社（中公叢書）から『『文明の裁き』をこえて—対日戦犯裁判読解の試み』（2001）という本を出しています。この著作で、同年第10回山本七平賞を受賞されています。

それでは、先生、よろしくお願ひします。

牛村 ご紹介いただいた牛村圭です。今回は、「東京裁判研究史のなかの『パール判決』」というテーマで90分ほどお話しいたします。

じつは国士館大学には、私にとって2人の恩人がいらっしゃいます。1人は、今から40年前、中学校に入ったときの陸上競技部の顧問です。国士館大学を出たばかりの若い体育の先生で、ジャージの袖に「国士館大学陸上競技部」

と刺繍されたものが、非常に格好よかったことを覚えています。

もうお一人は、20数年前、シカゴ大に歴史学の大学院生として留学していたとき出会った方です。私のシカゴ最後の年に、幕末思想史を研究している国士館の若い先生が来訪されました。今でも政経学部で教えていらっしゃる、中佛仁先生です。お宅に呼んでもらってごちそうになったり、人種と文化のことに関心があるなら、橋川文三の『黄禍物語』（岩波現代文庫）を読むとよい、と教えてもらったりもしました。

また、博士論文を書くための口述審査に受かった日には、たまたま行きつけのスーパーで会い、報告をしたら祝福していただいたうれしい思い出があります。そういう国士館大学で話ができる機会を、大変光栄に思います。

さて、まずお話しする手順を紹介します。2冊の厚い資料のうち、「東京裁判研究史の中の『パル判決』」と書いた冊子の「本講演の狙い」に目を通したうえで、講演前半は、「Ⅰ 東京裁判をめぐるさまざまな言説」を順次紹介し、検討していきます。そのさい、「資料編」と付したもう一つの冊子に引いた史料を、次から次へと紹介していきます。歴史解釈の基本は、一次史料に向き合うことであると考えからです。私の手もとにある一次史料をまとめてきたので、それに触れながら、「さまざまな言説」を検討していくこととします。

しかるのちに、「パル判決」に話を移します。「資料編」ではない冊子の1ページ目の下から始まる「Ⅱ 『パル判決』を考える」という部分に当たります。後半は、「Ⅱ 『パル判決』を考える」という箇所には、私が言いたいことと、関連資料の両方を引いてきましたから、そちらを見て話を聞いていただきたいと思います。

東京裁判に対し今なお感情的になるのはなぜか

東京裁判が閉廷してすでに60余年、既に歴史上の一齣となりましたが、今なお話題にすると、つい感情的になってしまいがちです。過去を振り返るときに感情的になることは致し方ないが、源平の合戦や応仁の乱を語るとき、

そんなに感情的にはなりません。例えば、源氏の末裔が平という苗字の人を見て反発をすることも、もはやないのではないのでしょうか。

ところが、東京裁判を論ずる人は、つつい興奮してしまう。一つの理由は、東京裁判はもはや史実という過去の出来事ではあるものの、戦後史の一齣として今日の日本と今なお連続性を持っているからでしょう。つまり、過去のものでありながら現在のものでもある、という実感がある。

もう一つの理由は、日本は対外戦争の経験が非常に乏しい国だから、ということです。白村江の戦いあるいは元寇や(豊臣)秀吉の朝鮮出兵といったものを思い浮かべますが、あまり多くはない。清やロシアとの戦いは、明治になって、つまり近代になって、でした。鎖国をしていたことも対外戦争の少なさの原因でしょう。

すなわち、戦後史のなかでの連続性、かつ外国の敵と戦った経験があまりないという二つの理由から、つい感情的に東京裁判を論じてしまうのだろうと思います。

じつは私自身も、かつて感情的に反応した一人でした。小学校5年生のとき、東京裁判という史実に初めて出会いました。そのときよりも20年ちょっと以前に、わが国の指導者が、戦争に負けたからという理由で裁かれ、しかも7人が死刑になったという史実に愕然としました。関ヶ原の合戦ののち、負けた石田三成たちが斬首された史実さえ思い起こす衝撃的な経験でした。

研究の動機として、ときには感情的反発は必要なことかもしれません。しかし、調べ、書き、語るときには、それは極力抑える必要がある。したがって、東京裁判を語るさい、気持ちに任せてしまって要所を押さえなければ、その議論は不毛になってしまいます。今日は、それを避けるために注目してほしいことを紹介していきたいと思います。

ではこれから、東京裁判をめぐる諸言説の検討に入ります。

「文明の裁き」という言説

まず、(1)「文明の裁き」という言説をとりあげます。「資料集」の「資

料1」は、東京裁判の起源が「ポツダム宣言第10条」にあるということの確認です。

東京裁判が「文明の裁きであった」という起源は、開廷間もない昭和21年(1946年)6月4日の首席検察官(ジョゼフ・)キーナンの冒頭陳述にあります。上が英文速記録,下が日本語速記録で、わかりやすいように下線を引きました。キーナンが、「文明の断乎たる闘争の一部を開始している」、あるいは2行下、「文明に対し宣戦を布告した」と話したため、翌日の日本の新聞は、「全世界を破滅から救う文明の断乎たる闘争」などと見出しを掲げ、こぞって報じたのでした。

続けてキーナンは、ニュルンベルク裁判の先例についても言及し、「それらについては、われわれは何ら関心を持たない」と無関心を装いましたが、冒頭陳述で「文明」を持ち出したのはキーナンの発明ではなく、東京裁判に先立つニュルンベルク法廷の首席検察官ロバート・ジャクソンが口にしていた言葉でした。ジャクソンは「真の原告は文明である」とさえ言ったのです。

さらに歴史を遡れば、この「文明」という言葉は、西洋の国際法の舞台では常套句であったようです。「ハーグ陸戦法規」(1907年)あるいは「セント・ペテルスブルク宣言」(1868年)の二つも、ともに「文明」という言葉をキーワードとして用いています。キーナンが初めて使ったのではないことを確認したうえで、「文明の裁き」という言説を検討してみたいと思います。

今日、東京裁判が文明の裁きだったということに首肯する人は、おそらく誰もいないと考えられます。「文明の裁き」と高らかに宣言した旧連合国側は、その後、ベトナムや東ヨーロッパへの軍事介入で矛を交えたからです。その姿を見て、旧連合国が文明だったとは到底言えないのではないかと、という認識があります。

なお、「文明の裁き」には、ごく少数の人たちですが、以下のような解釈もあります。東京裁判は、もっと裁く必要があった。文明の裁きとして行なうべきことを果たさなかった。すなわち、不十分な面があるという意味での、「文明の裁きとして成り立たなかった」、という論者がいることも紹介してお

きます。

「勝者の裁き」という言説と廣田弘毅

つぎに、(2)「勝者の裁き」という言説。東京裁判は、明らかに戦勝国が敗戦国日本を裁くために行なった法廷で、「勝者の裁きである」という言説があります。誰もがうなずくでしょう。戦勝国の戦争犯罪は一切問われることはなく、敗戦国である日本及びドイツの戦争犯罪のみが問われたのが、戦後の国際軍事裁判だったからです。

じつは、裁く側も「勝者の裁き」となることを予想し、危惧していました。日本人被告人にアメリカ人の弁護人を付けることは、日本側からの要請と同時に、連合国側からも提案されたことでした。勝者の裁きという非難を少しでもかわそうという気持ちが、連合国側にあったことがわかります。

「勝者の裁き」だったと断じて、東京裁判を非難する動きは多々ありますが、「勝者の裁き」の持つ不当性を想起させる最適例は、28人の被告人の1人である廣田弘毅元首相が、軍人被告6名とともに絞首刑に処されたことではないでしょうか。この廣田弘毅について、1980年代に最も活発に東京裁判論を展開した大沼保昭東大法学部教授(当時)の論文の一部を引いて検討してみます。「資料集」2ページの下です。

大沼さんは、「廣田を主人公とする小説『落日燃ゆ』が数年前にヒットし、高潔な人格者、軍部の専横に抗したがついに戦争を阻止できず、刑死を遂げた悲劇の人物としてのみ描かれたことは、彼の妻の自殺と相俟って、いたく日本人の判官びいきの心情、センチメンタリズムをくすぐるものであった」という主旨をまず述べ、「そういう判官びいきの気持ちもわからないわけではない」としながらも、「しかしながら、そのような人格高潔な人物を主人公として持ってくれば一東条では余りに悪役すぎる一、東京裁判全体の意味が、その死刑判決の不当性という問題に凝縮してしまうという事実こそ、東京裁判にたいする日本国民の想いが顕われているということを見逃してはならない……外相、首相として日本を導いた広田の政治指導、彼の軍部にた

いする姿勢については、

歴史家の間では、思想的立場を問わずかなり手厳しい評価が一般的と「いい」と論を展開しました。

大沼さんは、廣田弘毅への同情的な味方、すなわち「勝者の裁き」の犠牲の典型例だ、という戦後日本の多数派の見解へ異を唱えています。さて、この最後の「外相、首相として日本を導いた広田の政治指導、彼の軍部にたいする姿勢については、歴史家の間では、思想的立場を問わずかなり手厳しい評価が一般的と「いい」という見解について、検討してみましょう。

私は、ここは首肯できません。なぜかという、東京裁判は、昭和21年から23年（1946年から1948年）の間に法廷で出された証拠、採用された証拠のみに基づいて判決を下した裁きの場合です。にもかかわらず、歴史家の間では、思想的立場を問わず、かなり手厳しい評価が一般的となっている、という昭和50年代（1970～80年代）の廣田論を持ち出しているからです。

すなわち、廣田への判決の当否を考えるためには、裁判所で出された証拠に基づいてのみを考察すべきであり、後年の評価に基づいて裁判の当・不当を論じることは、的を射ていないと考えられます。

廣田への極刑判決は意図的無反論の論理的帰結

では、廣田は、文官でありながらなぜ死刑になったのか。それは一言で言うと、廣田が法廷で意図的に反論しなかったためということに尽きます。廣田の基本姿勢は、意図的な無反論作戦だったのです。英米法の法廷では、今日の法廷でもそうですが、検察側が、「この被告は法を犯すこういうひどいことをした」と言い、それに対して弁護側が、「いや、その証拠は違う」と言って反論するような証拠を出し、議論の応酬をします。裁判所の判事団は、両者の主張を踏まえ、どちらの主張が当を得ているかを検討し、判決を下す。もし、被告弁護側が反論をしなければ、検察側の主張がそのまま通り、結果は見えている。

廣田には、最初に罪状認否で「有罪か無罪か」と問われたとき、「有罪」

と答えようとしたのを弁護人が押しとどめたという逸話があります。そういう、訴因をこえた日本の軌跡への広田の責任感、裁判が始まる前の被告を選定する国際検察局の尋問の場でも見られていました。

「資料編」3ページの6番をご覧ください。国際検察局による尋問記録は刊行されているので、所蔵している研究機関に行けば目を通すことができます。ここに引いた尋問記録は昭和21年(1946年)3月9日なので、開廷まで2か月を切っています。アメリカ人検察官サダンスキー大尉が、広田と次のような会話を交わしています。私の訳で紹介します。

サダンスキー大尉「これで本日の尋問は終了とします。とても率直にお話しいただき、助かりました。」

廣田弘毅「ええ、混乱極まりない時代状況でしたから。」

サ大尉「そうですね。貴下の経験並びに日本が大変だった時期に貴下が占めていらした地位のおかげで、他では簡単に手にできないような情報をいただけました。」

廣田「そうですか。」

サ大尉「新聞は、必ずしもいつも正確ではない、とわれわれは認識しております。」

廣田「その通りです。知っていることは全てお話しいたしますが、罪を逃れようとして説明しているなどとは考えないでいただきたい。それは私が望むことはありません。自分が行なったどんなことに対しても、処罰を受けねばならない。」

サ大尉「先日、進んで責任を負うとおっしゃいましたね。」

廣田「そうです。違法と決定されることがあれば、私はその責任を引き受けます。」

わざわざ自分から先生に向かって、「ぼくは悪いことをした」と言っている子どものような姿勢に見えますね。ここまで言われると、検察側も、廣田

を被告に加えないわけにはいかない、という気持ちになったことでしょう。

加えて法廷審理の場では、自分に不利な証拠が出てきても、それに対して反駁しようとしなかった。また、廣田側が出そうとした証拠が、自分に不利になると知った同僚被告が、廣田に撤回するように強く申し込むと、廣田はそれを受け入れたのです。

さらに都合が悪いことに、有能であったアメリカ人弁護人が、裁判長との衝突の結果、離職するに至ります。こうして広田は、周囲の優秀な人材をどんどん失っていく。そして法廷では証言台に立つことが許されていたにもかかわらず、「自分には責任がある」ということで、意図的に反駁することもありませんでした。

こうなれば、廣田の結末は見えてきます。すなわち、廣田弘毅への絞首刑判決は、後年の歴史研究に基づけば、相当の責任があったと分かるのだから、その判決は決して不当なものではない、と解釈するのではなく、昭和21年から23年（1946年から1948年）の東京裁判の法廷の場で意図的に無反論だった、その論理的結末であったと考えてよいのです。

「平和に対する罪」「通例の戦争犯罪」「人道に対する罪」 という三つの罪

つぎに、東京裁判を論じるさいによく出てくる「A級戦犯」、「通例の戦争犯罪」「平和に対する罪」、「人道に対する罪」について考えてみます。いずれも誤解されがちです。

「A級戦犯」という言葉は、週刊誌の見出しに頻出です。日本シリーズが間もなく終わろうとしています、きっと負けたチームの監督に触れ「敗戦のA級戦犯は〇〇（監督名）だ」と出るでしょう。2年ほど前には、「鳩山民主、A級戦犯はこいつだ」と、『週刊文春』とかによく出ていました。

なぜこのように戦争犯罪と無関係の文脈で、A級戦犯の語が登場するのでしょうか。「資料編」3ページの中ほどを見てください。極東国際軍事裁判は、ポツダム宣言に起源があり、法的根拠となったのは、占領軍最高司令官

ダグラス・マッカーサーが制定した「極東国際軍事裁判所憲章」です。その「第5条」に何を裁くのかについての明記があり、日本語版では、「(イ) 平和に対する罪」, 「(ロ) 通例の戦争犯罪」, 「(ハ) 人道に対する罪」とあります。

(イ)の「平和に対する罪」とは、侵略戦争の計画、準備、遂行、そして共同謀議への参加です。

(ロ)に関して少々確認しておきます。戦争犯罪は、きちんと押さえないとこれも議論が進まないのですが、(合法的)な戦争は犯罪ではない。例えば、軍人同士が戦い合って相手を殺傷しても、それは罪に問われない。しかし、軍人が一般市民を殺害することは戦争犯罪であり、毒ガスを使って攻撃することも戦争犯罪である。そういうものをすべて「戦争犯罪」と呼称します。

なお、「通例の戦争犯罪」という言葉も誤解を生みがちです。BC級法廷も含め、最も裁かれた例は、「通例の戦争犯罪」の中の捕虜虐待です。捕虜虐待といっても、殴る、蹴るというよりも、食料を十分に与えなかった、マリアナなのに医薬品を与えなかったというものである。

文化の違いが生んだ悲しい例をいくつか知っていますが、一つだけ挙げると、新潟県直江津市(現・上越市)に捕虜収容所があり、そこで刺身を食べさせた。しかし、オーストラリアの捕虜にとって刺身は生魚で食べられないので、戦後の法廷では捕虜虐待の一例として問われたのです。また、よく知られている例としては、ごぼうを食べさせたら、「木の根を食べさせた」と言われた。こういう文化の違いに基づく糾弾が、捕虜虐待、そして通例の戦争犯罪の構成因として訴追されたのでした。

「人道に対する罪」も、字面から考えると誤解をしがちです。これは、簡単に言うと、自国民に対する残虐行為のことで、ナチスのユダヤ人迫害を訴追するために作られた事後法です。ナチスはドイツにいたユダヤ人を迫害したが、当時は裁く法律がなく、訴追のために作られたのが、「人道に対する罪」だったのでした。

以上、(イ)(ロ)(ハ)という訴追対象となった三つの犯罪の概略を紹介しました。では、その下に引いた英語版の裁判所憲章を見てください。英語版では、当然(イ)(ロ)(ハ)にはならず、列挙する場合には、(A)(B)(C)と表記します。東京裁判の法廷で訴追された28人は、この(A)(B)(C)すべてに該当するとして起訴状を受けたのですが、そのうち、(A)は東京裁判にだけあった罪です。すなわち、(A)の項目に該当する戦争犯罪人だから、class A war criminal(s)＝「A級戦犯」と言われた。

「A級」は「最重要」の意にあらず

ここで問題となってくるのは、訳語の「級」という言葉です。「級」という言葉を聞くと、おそらく、ここにいる全員が「等級」という言葉をまず連想するでしょう。つまり、分類上のカテゴリーではなく、等級、クラスを思い浮かべるのです。(A)、(B)、(C)に級を付けると、(A)が一番よいとか、一番重大である、と考えてしまうのです。

もし当初、「A級戦犯」とせず、classの訳語に「項目の項」、「分類の類」という言葉を当て、「A類戦犯」とか「A項戦犯」としていたならば、今日のような「A級戦犯」の乱用は見られなかったと思われます。A級といっても、一番重大という意味ではなく、(A)という項目/分類に該当するという事に過ぎないのです。

最初に挙げた「平和に対する罪」も誤解されています。今の総理大臣（講演当時）の野田佳彦さんの例を挙げてみます。私は、野田さんの歴史観には賛意を送る者で、総理大臣になって歴史観をすっかり封印してしまったのが至極残念です。野田さんは、かつて野党のときに、「広島・長崎に対する原爆の投下こそ、平和に対する罪である」と言っていました。しかしこれは誤解です。「平和に対する罪」とは、侵略戦争の準備や計画や実行、共同謀議への参加であって、原爆の対局が平和だから、原爆投下は「平和に対する罪」であるという批判は、全くはずれているのです。

一度、松下政経塾の勉強会で会ったことがあるので、この話をしたところ、

「よくわかった」と言われました。ちなみに、野田さんは、私の高校の2年先輩であり、同じ時期に在学していました。でもお互い目立たない生徒だったので、全く記憶にありませんけど。

「共同謀議」という訴因の分かりにくさ

「資料集」4ページに移りましょう。「共同謀議」という訴因をめぐる言説です。日本語は漢字を表意文字的に使うので、ある程度の漢字知識があれば、「共同謀議」と書くと、一緒になって何か^{はかりごと}謀を企てるということを連想します。言葉の意味を知るには、まず国語辞典、ここで小学館の『日本国語大辞典』を見ると、「共同謀議」は、「英米法が認める犯罪行為で、二人以上の者が共同して違法な行為をしようという合意」と定義されています。

大学の法学の授業に出ると、教養課程であっても「共謀共同正犯」という言葉を習います。私自身は、担当は民法の先生でしたが、大学一年生の法学の授業で教わった記憶があります。共謀共同正犯、共同謀議、この二つは一見似ている気がしますが、全く別物であることを知っておく必要があります。

共同謀議で訴追された被告たち…全被告ですが…は、法廷に口供書を提出し、そこで自分の裁判に対する姿勢を明らかにしています。すべて速記録に収録されていますが、目を通すと非常に面白いほぼすべての口供書に見られる特徴があります。それは、「自分は、ほかの27人と一緒にこうして訴追はされたが、〇〇(人名1)、〇〇(人名2)、〇〇(人名3)とは法廷で初めて会った」、「〇〇(人名)には、もう何年も前に会ったが、本当に久々に法廷で顔を合わせた」と書いている。

こういう記述は、共同謀議に参画していないことを言おうとしているのです。顔見知りでもないのに、何で一緒に共同謀議をするのかという素朴な疑問を提出しようとしているのですが、それは的はずれの反論であり、全く当を得ていません。

ここで「資料編」の9番を見てください。共同謀議といたら、国士館の奥原敏雄先生。しかし、奥原先生が共同謀議に加わっていたというのではな

いですよ。奥原先生は、「共同謀議」についての論考を政経学部の紀要である『国士館大学政経論叢』に何度か連載されていました。ここでは、1983年（昭和58年）5月に池袋のサンシャイン60で開かれた国際シンポジウムでの発言がわかりやすいので、持ってきました。

「一般に共同謀議という言葉を引きますと——私も共同謀議を研究するまえはふつうの日本人として漠然と理解していた——、おそらく陰謀という概念に近いものとして理解する、もう少し刑法に詳しい人は、共謀共同正犯というような言葉に近いものとして理解する……英米法にいう共同謀議というのは、まさに顔も名前もなにも知らなくていいんです。顔も名前も知らないものを有罪としてひとくりにするというのが、英米法の共同謀議の理論です。このへんを混同しますと、大変問題になると思います」。

このように、顔を知らなくてもよいのです。言い方を換えると、複数の人が違法な行為を違法な方法で行なうことの合意であり、実行しなくてもよいのです。実行は不要という、ギャングなどを一網打尽にするという英米法の概念です。明治以降の日本は大陸法で法整備をしており、英米法で育っていないので、共同謀議の概念を正確に解さずに、他の被告と顔見知りではないということで弁護に努めました。

ではどういう弁論が行なわれていたら効果的であったかという、英米法でもまだ確立されていない共同謀議という概念を訴追に用いているというその不当を突けばよかったのではないかと思います。

「無罪」と答えた被告たちになぜ反発したのか

英米法の舞台であった東京裁判は、開廷間もない1946年（昭和21年）5月6日に、罪状認否が行なわれました。これは、それぞれの被告が、全55訴因中どの訴因に基づいて訴追されるかが提示されているので、それを自分でどう思うか、訴因に該当するかないか、を問いただす儀式でした。

裁判長が英語で、例えば東條の場合は、“Tojo Hideki, how do you plead, guilty or not guilty?” と問いかけました。この裁判長の発言で分

かるように、法廷では、日本人の名前は、名字、名前の順番で呼ばれていました。これに対し、全被告が無罪を主張しましたが、東條の場合は、「起訴の全部に対し、私は無罪を主張します」と答えたのです。

罪状認否における被告たちの姿に、日本の世論の受けは非常によくなかった。例えば、当時、A級戦犯未起訴組として巣鴨に収監されていた児玉譽士夫は、若い海軍の軍人が、「東條さんたちが市ヶ谷の法廷に最初に立つたとき『全責任はわれわれにある』と揃って有罪を認め、刑を受けたとするなら、少なくとも日本人だけには解るなものかを、日本人の胸に永久に残したと思います」と児玉に語ったことを書き記しています。「有罪と思うか、無罪と思うか」に対して、「有罪であると言えばよかった、言うべきだった」ということなのです。

しかし、その同じ東條は、その後、1947年(昭和22年)12月から翌年1月の個人反証段階…これは、昭和天皇免責となる反証段階として知られている…でキーナン「アメリカに対する外交交渉については責任を取るのか」という問いかけに対し、「当然である」と答えています。当時は総理大臣の地位にあったからです。その一方で「盧溝橋の問題については、当時は責任のある地位ではなかったので、責任はない」と、自分の立場に基づいて責任の「ある・なし」をはっきりと答えました。

法廷での東條の発言を聞いた同僚被告の重光葵は、獄中日誌であった『巣鴨日記』に「東條は少しも責任を避けず部下、同僚を擁護し、天皇陛下の御仁徳を頌し、法廷に対しては謙譲の態度を示し、検事に対しては堂々と主張を明かにす」と書き記している。ちなみに「頌す」とは、讃えることです。こういう東條の姿勢は、新聞等を通して日本に伝わっていきました。

罪状認否では、世間の受けは非常によくなかったにもかかわらず、今度は、「東條は英雄である」という言説さえが一部で広まるに至ります。東條は、何も変わったわけではなく、「訴追された訴因については、自分は無罪である。しかし、取るべき戦争責任は取る」と答えたにすぎないのです。

丸山眞男の「無責任の体系」

法廷での責任を取る、取らない、特に「取らない」というところに着目し、「無責任の体系」という表現を提示したのが、当時、新進気鋭の政治学者であった東大法学部助教授の丸山眞男でした。丸山さんは、閉廷翌年の1949年（昭和24年）、雑誌『潮流』5月号に、「軍国支配者の精神形態」という論考を發表しました。その趣旨は「ナチスの被告は、堂々と責任を取ろうとする一方、日本の被告は、一様にウナギのようにぬらくらし、かすみのように曖昧な答弁をする」というものです。そういう責任を取らない姿勢を「無責任の体系」と呼び、さらに詳しく「既成事実へ屈服」とか「権限への逃避」と分類して提示したのです。この言葉が独り歩きし、「東京法廷の日本人被告たちは無責任であった」という主張を今なお目にすることがありますが、それは事実ではありません。

ここに挙げたのは、丸山さんの論考に引用されている松井石根中支那方面軍事司令官の法廷での尋問です。このまま読むと、責任を回避している姿が見えてきます。この丸山さんの叙述を初めて読んだとき、私は非常に違和感があった。松井大将の法廷での姿はおそらく違うのではないかと思い、速記録原文に当たってみたところ、驚きました。それが、「資料編」の6ページの中ほどです。

速記録原文を見てみると、じつは、丸山眞男が省略した部分がありました。太字にした部分です。とりわけ、太字にしてさらに下線を引いたところを見てください。「私は方面軍司令官として、部下を率いて南京を攻略するに際して起つたすべての事件に対して、責任を回避するものではありません」とはっきり発言していたのです。

しかし丸山さんは、自分の論旨に都合がよいように、この責任発言を（中略）というかたちで削除してしまった。そのうえで、「権限への逃避」に終始する松井司令官という姿を提示しようとしたのです。

この「無責任の体系」について鋭い主張をしているのが、「資料編」の7

ページの中ほど、在野の研究者である山本七平さんでした。山本さんは、『洪思翊中将の処刑』(文藝春秋)という本の中でつぎのように言っています。「無責任体制」(山本さんは「体系」ではなく、「体制」ですね)とはどういうものかという、「『一切が私の責任である』といてすべての罪を引きうけることも可能である。この態度を立派と考えて感動する人もいるわけだが、これは「無責任体制」であるがゆえに取り得る立派な態度であることも否定できぬ事実である」。なるほど、と思わせる主張です。

無責任の体制(体系)だからこそ、「あれもこれも自分の責任である」と言えるという見方です。山本さんの一文は丸山批判のために書かれた一文ではないものの、これほど強烈な丸山論文の批判はないだろうと私は考えています。

弁護方針の対立(国家弁護 vs. 個人弁護)という言説

では次に移ります。軍人被告は国家弁護、外交官や文官の被告たちは個人弁護に終始したという言説があります。しかし、事実はそう単純ではない。さきに見たように、廣田弘毅に対して、廣田の口供書に「自分に不利なことがあるからやめてくれ」と脅迫的態度で迫ってきたのは、軍人被告の1人でした。つまり、軍人被告もまた法廷の場で、当然個人弁護に努めていたのです。それを忘れ、「国家弁護」対「個人弁護」という2項対立的な図式で考えては、東京裁判の本質を見失うことになります。

この点については、個人弁護派と言われる高柳賢三弁護人の回想を見てもらいましょう。「資料編」7ページ下の12番。高柳賢三は東大の法学部教授で、英米法の専門でした。戦前の日本は大陸法で法整備を行ない、加えて英米と戦うということで、英米法は長らく冬の時代にありましたが、東京裁判は英米法の舞台でした。つまり敗戦は、高柳に活躍の場を提供するという皮肉な巡り合わせとなったのです。

「侵略戦争とか自衛戦争とかいう区別いかにかわらず、国際法は、それを処罰することはできないというのが、われわれの立場であった。国際法

で被告人は無罪であると主張する立場を取らなければ、国際裁判ではいけない。法廷で、日本の過去にやったことを弁護に使ったり、自衛戦争なりと言うだけでは、戦術としても拙劣だという見解であった。われわれは、無罪を主張する点では同じだが、向こうは国際法で攻撃してくるから、国際法でこたえるという行き方だった。ただ、自衛戦争なりという主張をするのでは、何ら意味がないのではないか」。

これが、個人弁護派と言われている高柳賢三の見解であり、「国際法廷では、国際法は、こういう裁きを容認しないという立場で主張することこそ説得力がある」という高柳の主張は、今日なお傾聴に値するものです。

ここでちょっと不可思議なことを紹介します。高柳もまた、ある被告の担当でした。担当していたのは、企画院総裁だった鈴木貞一陸軍中将です。陸軍軍人の弁護の任にあったのです。したがって、軍人たちが国家弁護派、文官たちが個人弁護派という図式は、まったく当たらない。東京裁判には、今なお多くの謎があるが、高柳がなぜ鈴木貞一の弁護を務めたのかは、ぜひ知りたい謎の一つです。

東條は「日本のヒトラー」にあらず

ここまでいくつか東京裁判にかかわる言説を紹介し検討してきましたが、一つだけ簡単に付け加えておきます。

書店に行くと、「日本のヒトラー東條英機」というようなタイトルを付した本に出会うことがあります。または、「東京裁判自体は、東條軍閥を裁く場であった」ということを書く人もいます。しかし、これは当たらない。(アドルフ・)ヒトラーや(ベニート・)ムッソリーニのような強い権力を握る人とは違い、東條は一介の軍人にすぎなかったからです。

東京裁判では28人が被告として訴追されました。内訳は、陸軍の軍人が全部で15人、海軍の軍人は、永野(修身)と嶋田(繁太郎)と岡(敬純)の3人です。そして、外交官や、大蔵大臣を務めた賀屋興宣のような文官が9人、大川周明という民間人が1人、合わせて28名です。

陸軍の序列は、士官学校入学の年で決まります。15人いる陸軍の軍人の中で、東條は上から9番目で真ん中よりも下です。上には、松井石根、あるいは南次郎、畑俊六、小磯国昭、梅津美治郎、など錚錚たるメンバーがいました。この序列の中、例えば一方が大將のとき、東條はまだ大佐でした。こういう位置関係の中で、東條が全権力を手にすることはあり得ないし、陸軍を支配することもあり得ない。こういった基礎的事実に目を留めることなく、東京裁判は東條軍閥を裁いた、という言説があることも、紹介しておきたい思います。

「パル判決」とはなにか

ではここから、本題の「パル判決」についてお話することとします。「パル判決」とは、11人の判事の1人であり、インド代表判事ラダ・ビノード・パルが下した個別意見書のことを言います。

「パル判決」の存在が公になったのは、法廷の最終日でした。1948年(昭和23年)11月12日、数日にわたって一人で長々と判決文を読んできた(ウィリアム・)ウェッブ裁判長が、個別意見書の提出が数通あることを法廷で口にしたからです。

ウェッブの発言を日本語版から引いておきました。2行目に「インド代表判事は、多数意見による判決に反対し、この反対に対する理由書を提出した」とあります。

では、ほかの判事と比べてみるとどうなのかという基本的なことを押さえておきましょう。裁判所は、11か国の代表判事によって構成されていました。この11か国というのは、1945年(昭和20年)9月2日、艦艇ミズーリ号で行なわれた降伏文書の調印に参加した連合軍9か国に、フィリピンとインドを加えた11か国です。

11人の判事の中で、以下のようなグループができました。イギリス、アメリカ、カナダ、ニュージーランド、中華民国、フィリピン、ソ連、この人たちが、世上「多数派」と呼ばれる7人組で、本判決の起草を独占したと言わ

れています。残る4か国、すなわちオーストラリア、インド、フランス、オランダの判事は、いずれも個別意見書を提出しました。

さきほどの7か国のうちの一つ、フィリピンの判事は、公式判決に同意しつつも、「裁きが緩い。もっと峻烈な裁きを求める」という主旨の意見書を提出しました。個別意見書を提出した5名の判事の中で徹底していたのが、今日の主人公であるインド代表判事ラダ・ビノード・パルでした。パルの反対は、全面的な反対であり、刊行されている英文速記録末尾に掲載されている公式判決末尾に判事の署名がありますが、パルのみ署名を拒んでいます。パルの署名がないことから、全面的反対とわかります。

パルの意見が全面的反対であることは、「パル判決」の第一文の「同僚判事の判決と決定に同意し得ないことは、本官の極めて遺憾とするところである」という書き出しの一文からも伺えます。そして、このパルの意見書の最後にある「勧告」の冒頭部分を引くと、「以上述べてきた理由に基づいて、本官は、各被告はすべての起訴状中の各起訴事実全部につき無罪と決定されなければならない、また、これらの起訴事実の全部から免除されるべきであると強く主張するものである」とあります。

つまり、「起訴状に関しては、全被告無罪である」との主張をして、この長い判決文を締めくくりました。「アジアの各戦場で日本軍によって行なわれた戦争犯罪があるが、その戦争犯罪には、この25名の被告は関係がない」という主張でもありました。

「パル判決」の要

ところで、さきほどから、「パル判決」と言っていますが、「判決」という言葉を使うと、何やらパルの擁護者ではないかと思うかもしれない。皆さんは、パルが提出したのは個別意見書であって、判決ではないだろうという素朴な疑問を抱くかもしれませんね。

しかし、これは何も色のない言い方で、パル自身が、個別意見書の冒頭に JUDGMENT と英語でタイプを打ったのです。よって、「パル判決」と通称

しています。その内容に反対しようが、賛成しようが、誰もが使ってよい術語と思ってよいでしょう。

パルの判決(個別意見書)は7部構成で、一番長いのは、「厳密なる意味における戦争犯罪」と「全面的共同謀議」がほぼ同じくらいで、この二つの章が突出しています。

「パル判決」の特徴の一つ目は、国際的犯罪を企図する共同謀議は存在しなかったという主張です。二つ目は、こういう裁判を下すのは、儀式化された復讐であるとの批判、三つ目は、本判決では当然扱うことがなかった日本への原爆投下を、第一次(世界)大戦時におけるドイツ皇帝ヴィルヘルム2世の皆殺し命令に匹敵するものとして厳しく批判している、という点です。

そして四つ目に、敗戦国日本を裁く前に、戦勝国である西洋列強の過去の歴史を考える必要があることを随所で強調しています。これについては、惜しくも7年前に亡くなった旧海軍法廷係を務めた富士信夫海軍少佐が、「有色人種の雄叫びである」と「パル判決」を一読したのちに感じたことからわかります。

パルについては、毀誉褒貶のところがあります。判事として滞日中、宴会は一切断る、名所見物もしない、ひたすら宿舎の帝国ホテルの部屋に閉じこもり、個別意見書の執筆に専念したと言われていています。多分これは事実でしょう。ひたすら意見書執筆に励んだ姿勢を高く評価する人がいます。しかし、全11判事中、一番公判への欠席が多い判事だったことも事実として知っておく必要があります。

パルの公判への欠席が多かったことも言わなければ、公平な見方ではないでしょう。しかし一番欠席が多かったパルのことを、一番出席が多かったオランダ代表判事の(ベルナルド・)レーリングが、「パルのことを尊敬している」と讃えているので、出席日数はあまり重要ではないのかもしれませんが。

パルは、インドにいる妻の病状が悪くなり、一度見舞いに帰っています。また、宿舎の帝国ホテルでは、関連する書籍を次から次へと読破していました。ひょっとすると、公判を休んで関連書物の精読に没頭していた日もあっ

たのかもしれないね。

ここで、法廷が受理した証拠以外に公判と直接関係のない本を読むことの是非に触れておきます。現代でも、医療に関する裁判を託された裁判官は、医療についての専門書を読破するでしょう。パルも、それと同じことをしていたと考えられます。その読書範囲の広さは、個別意見書に引用されている文章の出典からわかります。のちほど一つだけ紹介する予定です。

「パル判決」紹介史

パルの個別意見書、すなわち「パル判決」が、戦後日本にどのように紹介されていったかを振りかえってみます。

紹介史についても、おそらく誤った言説が独り歩きしています。「パル判決は東京裁判での被告弁護側の主張と重なりあうところが多かったので、占領軍は、刊行を許可しなかった」…この解釈は、多分違うでしょう。たしかに日本側で出版しようとした動きはなかった一方、旧連合国側で、日本占領期間中、判決書や個別意見書を出版しようという動きがなかったわけではないのです。これを考えると、日本側は、できないと判断したから出さなかった、つまり自己規制していたのだらうと思います。

パル意見書について報道すること自体が禁止されていたかという、そんなことはありません。東京裁判最終日の判決を伝える新聞は、「パル判決」の要点をまとめて活字にしています。当時は占領下で検閲のあった時代ですが、「パル判決」の要点は、日本国民にしっかり伝えることができたのです。

こうして「パル判決」は、占領下では表に出ることはありませんでしたが、1952年（昭和27年）4月28日にサンフランシスコ講和条約が発効し、日本は占領解除となったのとはほぼ軌を一にして、「パル判決」紹介の2書が出版されました。一つは田中正明編の書と、もう一つは、笹川良一のもとで仕事をしていた吉松正勝の書です。

その後、田中さんはパルの紹介者として歴史に名を残しますが、この中に出版関係の方がいたら、お願いがあります。吉松正勝編訳『戦史を破る一日

本は無罪なり ラーダー・マード・パール博士の獅子吼』(日本書籍印刷) という本は、「パール判決」要旨の紹介本としては、非常に素晴らしい出来です。すから、復刻を検討いただけないでしょうか。

この2書が出たのち、待望の「パール判決」全訳版が、同年の11月に発行されました。平凡社社長の下中弥三郎の強い後押しで、パールの滞日中に『極東国際軍事裁判印度代表判事R・パール述 全訳 日本無罪論』(日本書房)が刊行されたのです。

その後、朝日新聞法廷記者団のレポート集『東京裁判(上・中・下)』(東京裁判刊行会)という分厚い3巻本の下巻に、少数意見書が収録され、その中にパール意見書もすべて入りました。

「パール判決」はロングセラー

その4年のち、東京裁判研究会が、いくつか論文を付したかたちで『共同研究 パール判決書 太平洋戦争の考え方』(東京裁判刊行会)を出しました。その事実上の復刻版が、昭和59年(1984年)に講談社学術文庫に加わった『共同研究 パール判決書(上・下)』です。

私は、昭和59年(1984年)の2月10日発行のものを、出たばかりの新刊で入手しました。以後、使い、読み、引用していましたが、5年ほど前にとうとう背表紙のところでバラバラになってしまいました。その翌年、我慢できなくなり、買い替えてびっくりしたことは、奥付を見ると上巻については、何と22刷でした。初版、増刷と進み、22刷。あれからすでに4年経っているので、もう30刷をこえているかもしれません。1冊2,200円で、上・下巻で買うと4,400円、大学生協書籍部で割引価格で買っても、4,000円ほどです。こういう高い本がロングセラーなんです。これにはびっくりしました。

ここに掲げたこの4つの書物は、すべて法廷で配布された個別意見書の繰返しです。法廷で配布されたものが、そのまま出版社を替えて後世に伝わっている、と考えてよいでしょう。

もちろん私は、英語原文と日本語訳とを付き合せて全部を読むようなこと

はしてはませんが、たまに比較してみると、最新版の講談社学術文庫版でも誤訳が残っています。ちなみに、誰が訳したのかというと、国際法学者の横田喜三郎さん一派で、東京裁判の審理終了後、ハットリハウスにこもって判決文の日本語訳を担当しました。こういうプロセスで訳されたので、訳者名は当然出ていません。

英語原文の刊行は邦訳よりのちだった

一方、英語原文には、4つの刊行物があります。まず、1953年（昭和28年）、日本語訳第一作の翌年に出ました。パルが自分の国インドで、私財を投じて出版させたのだらうと言われています。この本が衝撃的なのは、巻末に、原爆直後の広島の様状を写した多くの写真が収録されていることです。パルが、どれほど広島・長崎への原爆投下を憎んでいたかが、この1書から伝わってきます。しかしこれは、インドでの出版であり、国際的な流布をめざしたものではないようです。

ところで、英文速記録は長らく刊行されていませんでした。そこでオランダ代表判事だったレーリングは、まず、判決だけでも刊行しようとして、1977年（昭和52年）に判決集を刊行しました。そこにパルの個別意見書も入っています。これが二つ目です。

そして、待望の英文速記録全巻が、1981年（昭和56年）についに刊行されました。その第21巻に、少数意見書が収録されています。法廷に提出されたそのままのコピーです。これが、三つ目の「パル判決」英文です。

四つ目は、(iv)として掲げた、独協大学で教えていた中村繁先生編集の国書刊行会から出ている一書です。今日、一番簡単に手に入ります。この(iv)は、(i)の復刻版と考えてよいでしょう。(iv)の冒頭には、そういう趣旨の断り書きも載っています。

さらにうれしいことに、このインターネット時代には、「パル判決」の英語原文全部が、国書刊行会のウェブサイト上で見るできるので、関心のある方はご覧になってください。

「パール判決」を危険視した家永三郎

今回は、「東京裁判研究史の中の『パール判決』」というタイトルでお話ししていますから、研究という面に絞って「パール判決」の戦後の位置付けに触れてみたいと思います。恐らく、唯一研究上の論争となるのは、家永三郎さんとアメリカの現代史家リチャード・マイニアさんとの間で交わされた「パール判決」の論争でしょう。まず、家永さんの「パール判決」解釈を紹介してみます。

ラダ・ビノード・パールは、1967年(昭和42年)1月に故国インドで息を引き取りました。それに対しては、当時の佐藤栄作首相も弔電を打っています。こうして、パールの思想は、戦後の日本において、次第に肯定的に受容されていくようになりました。

これに危機感を抱いたのが、家永三郎です。家永さんは、みすず書房の広報誌『みすず』1967年(昭和42年)11月号に、「十五年戦争とパール判決書」と題する一文を寄稿しました。執筆の動機は、「大東亜戦争肯定論」への危惧だと記しています。お手もとには、その論文の一部を引いてあります…「パール判決書は、最近権力とこれに対応する民間勢力との力によってとみに支配的となってきた『大東亜戦争肯定論』ムードを強化する絶好の武器として利用せられつつある」。

家永三郎というと、やはり教科書裁判を思い出しますから、何か政治的主張をしているのではないか、と思いがちですが、戦前に飛鳥時代の研究で日本学士院恩賜賞を取っているだけあり、さすがに歴史の見方はきちんと押さえている研究者だと思います。以下少々紹介してみます。

家永さんは、事実認定論と法律論の2面からパール判決を検討しなければならない、というのです…「パール判決の事実認定は、極東国際軍事裁判所の法廷に顕出された証拠の質・量により制約されたものであり、その後二十年近い年月の間に学界に提供されたおびただしい新史料とそれに基づく学問的研究の成果に照らし、いちじるしく不満足なのは当然であって、全く条件を

異にする現段階から批判を加えるのは当を失すとも考えられる……」。

つまり、昭和40年代の歴史学の視点から「パル判決」の歴史解釈を批判するのは、当を得ていない。学問は進歩を前提とするもので、たとえば、明治時代の歴史家の著作を後世から見て批判することはたやすい、ということです。私たちが今行なっている研究も、後世の歴史家から見れば、批判の対象になり得るのですね。このように、家永さんは、歴史研究の王道をここに提示しています。東京裁判時に提出された証拠文書という枠組みの中で考えよ、というのです。その一方で、家永三郎は、ラダ・ビノード・パルの事実認定について、いくつか批判を加えようとしていました。

もう一つ、家永三郎が許せなかったのは、「パル判決」に見られる反共イデオロギーでした。家永の「パル判決」論の基調は批判でしたが、「パル判決」には、「正義と人道とを法の領域において明らかにしようとする鋭い法曹的良心と、強烈な反共意識に貫かれた政治的イデオロギー」の二つを見ることができると最後にまとめています。

家永 vs. マイニア論争

こういう「パル判決」論を発表したものの、何も反応がなく、家永さんはきっとさみしかったことでしょう。

反応は海の向こうから、8年後にやってきました。アメリカの現代史家リチャード・マイニアが英文で書いたのです。マイニアさんは1933年生まれだから、今年79歳です。のちに『東京裁判－勝者の裁き』というタイトルで邦訳された博士論文を書き上げたアメリカの東京裁判の研究者です。

そのマイニアさんが、家永論文を読んで反論を提示しました。邦訳され『みすず』1975年（昭和50年）11月号に載ったその論考を紹介すると、まず、家永さんが、こうこう言っているけども、その指摘は有効ではない。また、家永の「パル判決」からの引用は選択的である。えり好みしているのだから、それが性急な結論に結び付いている、と論じたのです。

さらに「パルは、決して反共イデオロギーを展開しているのではなく、反

共産主義が日本の行動の説明として信用できると言っているだけである」と、家永三郎を論すような論調でした。

家永さんは、反応を得てうれしかったと同時にただちに反論したい気になったようです。早速翌月の『みすず』に、「『パール判決』からの引用が選択的となるのは不可避である」と反論が載りました。確かに、史料の引用が選択的となるのは不可避、と書いていいでしょう。

しかし、マイニアはそれを言っているのではありませんでした。不可避なのは当然であるが、引用の省略が誤解に基づいているため歪曲をもたらしている。ここにこそ問題がある、と指摘していたのです。

さらに家永は、もう一つの点、すなわち反共イデオロギーについては、マイニアが言うように「反共が日本の行動の説明として全く信用できると述べているだけ」としても、「その『説明』のために傾注されたパールの努力が、どのような思想的動機から発したかを問題にした」のだと反論しました。

そして、「裁判もまた裁判官の『思想』を媒介とする価値判断である以上、パールの判決からパールの思想を読み取ることは、可能でもあるし、また必要でもあると考えた」からパールの反共イデオロギーに言及した、と書いたのです。

リチャード・マイニアは、さすがにこれでは論争にならないと思ったのか、その後は論争を続けることはありませんでした。この8年後の1983年(昭和58年)、池袋の国際シンポジウムで2人は^{あいまみ}相見えましたが、司会の細谷千博教授の期待もむなしく、ふたたび論争が始まることはなかったのです。

「パール判決」はインドの総意にあらず

パールはインドの代表判事だったので、「日本人被告を無罪としたのはインドの総意」という見方が長らくありました。これについても、家永さんは、国際シンポジウム場で疑念を表しました…「本当にインドの意見なのかどうかと、私は疑問に思う」。これを明らかにしたのが、私と同世代の東京裁判の研究者である日暮吉延さん(現・帝京大学法学部教授)です。

日暮さんには分厚い研究書（『東京裁判の国際関係—国際政治における権力と規範』木鐸社、2002年）がありますが、「パル判決」については、伊藤隆編『日本近代史の再構築』（山川出版社、1993年）所収の論考（「パル判決再考…東京裁判における別個意見の国際環境」）が、とてもわかりやすい。そこを見ると、本国政府の「個別意見書は出さないように」という強い要請をパルは断り、「起訴状の全訴因に関しては無罪である」という個別意見書を提出したことがわかります。インドの総意どころか本国政府をも相手にして、1人で戦っていたのです。

「パル判決」は「日本無罪論」なのか

「パル判決」は、「25人の被告すべてについて、全訴因について無罪である」と明記して判定を行なった文書です。しかし、「日本無罪論」として占領解除以来紹介されてきたことも事実です。そこで、「25人の被告」をこえて、「日本まで無罪にしたのか」ということを、次に考えてみたいと思います。

まず私の意見を申し上げるならば、「被告は無罪である。しかしパルは、日本は無罪とは言っていない」というものです。「日本は無罪とは言っていない」と言うと、「では、有罪ということなのか？」とすぐ聞き返してくる向きもありますが、もちろんパルは、日本は有罪などとは言っていません。日本が無罪か否かではなく、無罪については検討していない、ということなのです。

今から4年前、小林よしのりさんと『諸君！』や『正論』誌上で何回か論争したとき、小林さんは、「『本官の見解によれば、ここに述べられた行為はすべて国家の行為である』という一文をもって、パルは日本無罪論をも主張した」と指摘しました。

しかし、私は、今なお、これには与くみしません。それには、いくつか理由がありますが、ここでは一つ紹介しておきます。先ほど、「講談社の学術文庫版の『パル判決書』は非常に売れている」とお話ししました。このなかにも、持っている方がいるかもしれませんね。買わなくてもよいので、1回、本屋

で手にとって見てください。上巻の最初のほうには、紹介の論文や文章があり、その次から「パル判決」本文が始まります。その最初のページをよく見ていただきたいのです。

「全訳日本語版が与える不自然さ、不可解さ」の見出しの箇所をご覧ください。冒頭から何も省略せずに引いてきました。「同僚判事の判決と決定に同意しえないことは、本官のきわめて遺憾とするところである。本事件ならびにこれに関連する法律と事実との問題の重大性にかんがみ、本裁判所の決定のために生ずる問題につき、所見を述べることは、本官の義務であると感ずるものである。一九四六年四月二十九日、上記の十一訴追国は、二十八名の者に対して起訴状を提出した」。これが有名な「パル判決」の書き出しです。

学術文庫版が欠く「パル判決」冒頭の枠組み

みなさん、これを見て、聞いて、不思議に思いませんか。普通はこの文章を見たら、これに先立つ部分を見るはずです。「上記の11訴追国」、もし縦書きならば「右記の11訴追国」ですね、こう書かれているので、その「11訴追国」をさがすのが自然な反応というものです。ところが、どれほど探しても、「上記の11訴追国」の具体的内容は記されていません。

ここに「パル判決」の英語原文冒頭を持ってきました。これは、国書刊行会がウェブ上に上げているものです。今読んだ、「同僚判事の判決と決定に同意し得ないことは……」というのは、ここに引いた、“I sincerely regret my inability to concur in the judgment and decision of my learned brothers…” の日本語訳です。

この英文の前に、日本語で訳すならば「アメリカ合衆国、中華民国……」対「荒木貞夫、土肥原賢二、橋本欣五郎……被告」という記載があります。これは何を意味するのでしょうか。11か国が25人の被告に対して判決を下す、ということです。そして、これこそが、「上記の11訴追国」の指示内容なのです。

さきほど、「全訳は全部で4種類刊行されている」と紹介しました。下中弥三郎が後押しして刊行した第一作、朝日新聞法廷記者団による第二作の二つは、きちんとこの「11か国が25人の被告に対して判決を下す」という枠組みを冒頭に載せています。そして、「同僚判事の判決と決定に同意し得ないことは……」と続いているのです。

ところが、1966年（昭和41年）版、それを引き継いだ講談社の学術文庫版は、ここが欠落しています。今日、一番流布しているのは学術文庫版です。その学術文庫版だけを見ると、「11か国が25人の被告に対して判決を下す」という「パル判決」の枠組みがまったく見えてきません。「11か国」対「25人の被告」という枠組みを、パルはきちんと提示したのに、学術文庫版ではそれが伝わってこないのです。そのため、日本に対して無罪の判定を行なった文書、すなわち「日本無罪論」だ、という解釈が生じるのもある程度は無理もないかな、とも考えています。

長らく学術文庫の編集長をしていた方に会う機会があったので、この省略について少々文句を言ったら、「ああ、そうでしたか」と非常に恐縮していたので、「じつは、学術文庫が依拠している昭和41年刊行の書もそうですよ」と言ったら、ほっとしていました。

つまり、いけないのは、昭和41年（1966年）に出た東京裁判研究会編の書なのです。この図式を省略してしまえば、「日本無罪論」と読めないこともありません。

しかし、東京裁判研究会に関わった学者たちが、「日本無罪論」者かというのと違うのです。「パル判決が、日本無罪論として独り歩きすることを危惧する」ということを、刊行の辞としてはっきり書いているので、ますます何が何だかわからないという気持ちになってしまいます。今日ここにお見えのみなさんは、そもそもの「パル判決」原文にはきちんと図式が記してあったことを、覚えて帰っていただきたいと願っています。

「パル判決」末尾の出典は南軍大統領にあり

お手もとの文書の7ページ目には、「正確に『パル判決』に向きあうことが肝要」と書きました。例えば、パル判決の末尾を飾る、「ときが、熱狂と偏見を和らげた暁には……」は、邦語訳においてその前後に括弧が付いています。括弧が付いているということは、何か他の文書からの引用だろうと普通は考えるはずですが、これをパル自身の言葉として躊躇なく引用する論者が、少なからずいるのです。引用を明示する括弧にも注意を払うという正確さを期すことが、実りある議論のためには不可欠でしょう。

ちなみに、以下原文を引きました。この文章は、アメリカの南北戦争当時南軍の大統領であったジェファソン・デービスが、戦後北軍による訴追から自分のことを救ってくれた捕虜収容所の所長にささげたレクイエムなのです。その所長は、北軍捕虜虐待の罪でただ1人絞首刑に処されました。ジョージア州アンダーソンビルにあった捕虜収容所です。関心のある方は、5年前に『文藝春秋』9月号に載せた「東京裁判『パル判決』の謎を解く」に目を通していただければ幸いです。

さきほど、邦語訳の「パル判決」には誤訳があり、諸版本はそれをも踏襲しているということを指摘しました。ここで一つだけ紹介すると、いまお話ししたデービス大統領の文章を引いている直前の *It is very likely that…* を「まさに次の言葉のとおりである」とするのは定訳のようですが、間違いなのです。原文は、この *It is very likely that…* の…の箇所には、*when time shall have softened passion and prejudice* で始まるデービス大統領の文章が続いています。

すなわち、受験英語その他でおなじみの *It is likely that SV…* の構文です。“*It is likely that he will pass the examination.*” (彼は試験に受かりそうだ) という表現と同じ構造です。パルは、*likely* の前に *very* をつけて一層意味を強めていますから、*It is very likely that…* は、「まさに次の言葉のとおりである」などではなく、「まず間違いなく以下のようになろう」

ということです。将来を見すえるパルの、予測への強い自信を読み取ってほしいと思います。

「日本文化論」から見た「パル判決」受容

私は、自分を広い意味での歴史家だと思っていますが、もともとは比較文化論や文明論を中心に学んできました。それゆえ、「パル判決」をどうしても日本文化論の文脈でとらえたくくなります。

パル判事を称賛する人は、「11人の判事中、唯一国際法の専門家であった」と言います。しかし事実は違い、もともとはインドの法哲学の専門家であり、学位（法学博士）をとった論文もこの方面の研究です。たしかに国際法学者としての業績を思わせる *Crimes in International Relations* (1955) 『国際関係における犯罪』という書物がありますが、現物を手に入れて調べてみると、1955年（昭和30年）の刊行、つまり、裁判ののちの一書なのです。

内容は、ニュルンベルクと東京の両国際軍事裁判について、学生向けの講義用に編集したような書物で、「パル判決」の簡約版と形容して良い出来です。東京裁判の開廷時、パルは国際法の専門家ではありませんでしたが、だからといって、「パル判決」の価値が落ちるものではありません。

日本は、専門家、特に肩書に対する過信が極めて強い国ではないかと考えています。例えば、先日のノーベル生理学・医学賞発表のあと、受賞者とは無縁の怪しげな研究者が、ハーバード大学と東京大学を持ち出し、新聞記者が信じて報道した事件がありましたが、「パル判決」受容に見られる専門家問題は、案外この件につながるところがある気がします。

国際法学者、国際法の専門家であると言うと、パルの権威が上がります。あるいは、明治以降の排外思想の流れで言うと、白人の研究者だと言うとその人の評価が高まります。パルは白人ではないので、専門家であった、権威だった、ということで「パル判決」に箔付けをしようという動きを、戦後日本の受容史に見ることができると感じます。

専門家に対する過度の評価という姿勢は、唯一の生き残り判事として1983

年(昭和58年)の国際シンポジウムに招かれたオランダ代表判事だったベルナルド・レーリングへの対応にも見られました。

レーリングの個別意見書は、廣田弘毅を含む5人の被告を無罪としました。滞日中こぼばかりに話が行ったのですが、レーリングは公式判決に加えて、嶋田繁太郎、岡敬純、佐藤賢了の3被告も死刑に相当する、と判定しました。

私が見ていて全く理解できなかったのは、レーリングが「死刑に相当する」と言った嶋田繁太郎の副弁護人を務めた日本人学者が、レーリングと一緒に写真を撮って得々としていたことでした。いったいこれは何なのだろうか、と。どうも、外国人が来日すると、その人のどこかに権威を見つけて奉ろうとする卑しい気持ちが、今なお根付いていると思わざるを得ない気がします。

最近のパル研究の動向

北大の中島岳志さんが、5年前に白水社からパルについての一書を出しましたが、私は評価していません。まず、「パル判決」引用にさいして恣意的な省略が随所にあるからです。意図的な省略をしては、正しく論ずることはできません。加えて、一方で田中正明をあれほど批判しておきながら、田中正明編訳の本を、田中正明の名を消して引用しています。このダブルスタンダードは学者の良心に反することです。さらに、本来ならば「註」を付ける場所に「註」を付けずに、さながら自己のオリジナルな主張であるように論を展開して箇所も目につきます。

評論家ならば多少は許されるでしょうけど、学者・研究者には相応しくない姿勢です。ただ、若い研究者ゆえに、表立ってあまり強い批判はしませんでした。一度、『諸君!』(文藝春秋)という雑誌に、不備を指摘しつつも「もう少し頑張ってほしい」という旨を書いたことはあります

さて、この中島著で批判された小林よしのりさんは、その後、『ゴーマニズム宣言 SPECIAL パール真論』(小学館)という書を出しました。小林さんは、一事が悪ければ万事が駄目という見方が強いので、ある研究者のある部分が気に入らなくなると、その人を劇画の場でことごとく批判する。

学術論争の場にも引ける立派な文章を書いているのだから、それを控えてくれれば、良いのにとおもいます。ただ、これによって概論が提示されたことは有意義な試みだったと考えています。

さらに最近では、『朝日新聞』がパールについて企画をしました。その企てのなかで、これはいだけないと感じたのは、「パールは選ばれるべき人ではなかった」という主張を展開しようとしたことです。

つまり、これまでパールの権威にすがろうとした人が一方にいた。これがひとつの極。これに対し、もうひとつの極を提示しようとしたのです。「パール判決」そのものを検討するのではなく、「パールは1番手でも2番手でもなく、確か3番手ぐらいで名前が出てきた。本国政府も、パールを選んだことをあとで後悔した」と報じました。言葉は悪いですが、人としてのパールを卑しめることにより、戦後日本の「パール判決」受容の流れに一つの石を投じようとした。

もうひとつ、南アジア地域研究の専門家の東京大学東洋文化研究所の中里成章教授（現・名誉教授）が、『パール判事——インド・ナショナリズムと東京裁判』（岩波新書、2011年）という本を出しました。これはインド史研究者による「パール判決」の背景を論じた興味深い本で、中島岳志書の全面的な批判であると同時に、戦後日本における「パール判決」崇拜者批判の書にもなっています。

多くの新発見を教えてくれる書ではありますが、パールという「偶像」を破壊することを主眼としているようにも読めてしまいます。国際法とは無縁だったパールの経歴を詳しく調べて提示することで、「パール判決」の意義を下げようとしているふうにも思えなくもありません。学問の知識あるいは出自や背景とは無関係に、書いたもののみでその人の業績を評価するのが正当な手法である、と私は考えているからです。ですので、最後に「専門家とは何か」ということを話して結びとすることとします。

「専門家」とは何か

さきほどお話ししたように、パルは国際法の専門家ではありませんでした。では、「パル判決」の意義は落ちるのかというと、そうではないのです。これは、戦後日本において、専門家に対してあまりにも重きを置き過ぎていることと関係がありそうです。発表した業績の分野で専門家ではない、と知った途端に、その業績の中味を検討することなく、もう見向きもしない、という向きが強いと感じます。

一例を挙げましょう。20世紀から21世紀にかけて、新しい歴史教科書をつくる会が起こした歴史教科書の動きがありました。当時、その会の中心であった西尾幹二さんは、『国民の歴史』(産経新聞社、1999年)という本を出しました。

2001年(平成13年)『諸君!』7月号に載った有識者100人が推薦する「近・現代史を知る500の良書」というアンケートがありました。ここに、比較的名の知られた政治評論家、名前は伏せますが、小泉(純一郎)元総理の長男と一緒に名前の人、がこんなことを書いています…「最近、歴史家でもないのに通史を書いたり、通史の教科書を書いたりする向きが散見されるが、その恐れを知らぬ大胆不敵さと自信には、驚嘆を禁じ得ません」。

さて、「歴史家でもないのに歴史を書く」というこの一節を、皆さんは、どう感じますか?歴史家だから歴史を書く、のではなく、歴史を書くから歴史家になるのではないのでしょうか。歴史家という「資格」があって、その「資格」がある者のみが歴史を書いて良い、とこの政治評論家は考えているように思えます。考えるべきだったのは、『国民の歴史』の歴史叙述だったはずです。それをせずに、著者の経歴のみをもって、断罪していると言ってよいでしょう。

ちなみに、この政治評論家は東大文学部倫理学科の卒業です。政治学の専門ではありませんね。にもかかわらず、あなたは政治評論をしている、その「資格」はあるのですか?とついつい訊いてみたくなりました。

歴史を書いている人が、歴史家なのです。人は、文学部の西洋史や日本史の学科に籍を置いたから、法学部の政治学科に籍を置いたから、歴史家になるわけではありません。歴史を学び、歴史を書いてこそ歴史家になるのです。ちょうどこれは、昨今話題になっている邪馬台国論争の論者たちに通じるものがあります。

最近『朝日新聞』に載っていたので読みましたが、邪馬台国論争では、アマチュアのレベルが極めて高く、素人歴史マニアの域をこえ、何人もが本にして論を発表しているのです。歴史を書いているから、出身の学科や学部とは無関係に、邪馬台国論争の歴史家になっているのだ、ということ、そして「パル判決」の意義は、パルが国際法の専門家であったか否かとは関係がないということ、最後に確認のために申し上げたいと思います。

お話ししようとして準備してきたことは、ここまでです。長時間にわたり聴いてくださり、ありがとうございました。

渡辺 どうもありがとうございました。東京裁判、そして「パル判決」にまつわる興味深いお話を、いろいろお話しいただきました。まだまだ話は尽きないと思いますが、本日の講演会は終了とします。どうもありがとうございました。

(終了)